

○矢巾町高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付要綱

平成8年3月27日

告示第11号

改正 平成10年9月24日告示第57号

平成12年3月30日告示第43号

平成14年4月1日告示第71号

平成26年4月1日告示第30号

平成27年12月28日告示第116号

(題名改称)

平成28年8月16日告示第110号

注 平成27年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1 要援護高齢者及び身体障がい者（以下「要援護高齢者等」という。）の自立と介護の負担軽減並びに在宅福祉の向上を図るため、要援護高齢者等の住宅の改善に要する経費に対して、予算の範囲以内で、矢巾町補助金交付規則（昭和37年矢巾町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付するものとする。

(定義)

第2 この告示において「要援護高齢者」とは、おおむね65歳以上の介護保険給付対象者をいう。

2 この告示において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で障がいの級別が1級、2級又は3級に該当する者をいう。

(補助金の交付対象)

第3 第1に規定する経費は、町内における要援護高齢者等が居住する住宅のトイレ、浴室等（玄関、台所、廊下、居室、階段、洗面所その他必要と認められる箇所）の改善、床面の段差の解消、手すりの設置など、要援護高齢者等の日常生活動作及び介護者の介護動作の向上に資すると認められる改善に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象と

しない。

- (1) 世帯の所得制限は、別表第1のとおりとする。
- (2) 改善の内容が新築又は増築の場合（ただし、増築の場合にあっては、介護保険給付の支給対象となる改修費用が含まれる場合の増築を除く。）
- (3) 賃貸住宅
- (4) 過去に当該補助事業による補助金の交付を受けた世帯である場合
- (5) 平成14年度以降に新築した住宅の改善（ただし、特別な場合を除く。）

3 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「申請者」という。）は、町長の定める書類を提出しなければならない。

（補助金の額）

第4 補助金の額は、第3に規定する経費の3分の2に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補助1件につき40万円を限度とする。ただし、介護保険給付対象者の場合は、改善費の額から介護保険給付の支給限度基準額を控除した額の3分の2に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、80万円から当該支給限度基準額を控除した額の3分の2の額を上限とする。

（意見聴取）

第5 在宅福祉制度との連携に十分留意するため、居宅介護支援事業所等職員から意見を徴することができる。

2 事業内容の適正化を図るため、見積書等について設計技術者から意見を徴することができる。

（工事の着手）

第6 申請者は、工事に着手しようとするときは、補助金の交付決定を受けた後に行うものとする。

（実績報告書）

第7 申請者は、事業完了後速やかに改善実績書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（前金払）

第8 申請者は、補助金の前金払を受けようとするときは、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金前金払請求書（様式第6号）に高齢者及び障がい

い者にやさしい住まいづくり推進事業進ちよく状況調書（様式第7号）を添付して町長に提出しなければならない。ただし、前金の額は、進ちよく状況により交付するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第9 規則第8条に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

（補助世帯台帳の整理）

第10 町長は、この告示に基づく事業を実施した世帯の補助内容等を整理しておくために、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業・補助世帯台帳（様式第8号）及び住宅改善カルテ（様式第9号）を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

（提出書類）

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第2のとおりとする。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月24日告示第57号）

この告示は、平成10年9月24日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成12年3月30日告示第43号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日告示第71号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第30号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第116号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年8月16日告示第110号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

区分	摘要
----	----

世帯	<p>所得の範囲及びその額の計算方法については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第8条第2項から第4項までの規定において準用する同令第4条及び第5条の規定の例によるものとする。</p> <p>(1) 要援護高齢者等の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第7条に定める額に35万円を加算した額以上である者</p> <p>(2) 要援護高齢者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその要援護高齢者等の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額に35万円を加算した額以上である者</p>
----	--

別表第2（第11関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	<p>高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付申請書</p> <p>改善計画書</p> <p>収支予算書</p> <p>(1) 世帯の前年の所得金額を証明する書類</p> <p>(2) 住宅改善の箇所を明らかにした図面</p> <p>(3) 経費の見積書</p> <p>(4) 現況の写真</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p>	
規則第6条の規定による書類	<p>高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業変更（廃止）承認申請書</p> <p>改善計画書</p> <p>(1) 住宅改善の変更箇所を明らかにした図面</p> <p>(2) 変更経費の見積書</p>	<p>第4号</p> <p>第2号</p>	<p>変更の理由の生じた日から15日以内</p>
規則第13条	<p>高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり</p>		<p>改善完了後15</p>

条の規定 による書 類	推進事業補助金請求書	第5号	日以内又は3
	改善実績書	第2号	月31日までの
	収支精算書	第3号	いずれか早い
	(1) 住宅改善後の写真		日
	(2) 住宅改善工事に係る請求書の写し		

様式第1号(別表第2関係)

年 月 日

矢巾町長 殿

申請者 住 所
氏 名 (印)
(電話番号 —)

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付申請書

年度において標記事業を実施したいので、矢巾町補助金交付規則により関係書類を添えて、次のおり補助金の交付を申請します。

記

金 円

様式第2号(第7、別表第2関係)

改善計画(改善実績)書

- 1 改善の目的
- 2 改善の概要

対象者	高齢者	氏名					年 月 日 種 級 生 手帳番号 号
		個人番号					
	障がい者	氏名					
		個人番号					
介護者氏名				性別	年齢	対象者との関係	
個人番号				男・女	歳		
使用福祉機器	ベッド・車椅子・歩行器・リフト・その他()						
福祉サービス	ヘルパー・入浴・デイサービス・その他()						
居室等の状況	対象者の居室(有・無) 日当たり(良・不良)						
改善箇所							
着工年月日							
完成年月日							
増設・改良・移転の別							
改善内容							
数量							
単価(円)							
金額(円)							
改善の効果							

(注) 改善費等において変更ある場合は、変更部分を上段に朱書きし、変更前を黒書すること。

様式第3号(別表第2関係)

収支予算(精算)書

収入

区 分	金 額
町 補 助 金	円
借 入 金	
自 己 資 金	
そ の 他	
計	

支出

区 分	金 額
	円
計	

(注) 改善費において変更ある場合は、変更部分を上段に朱書し、変更前を黒書すること。

様式第4号(別表第2関係)

年 月 日

矢巾町長 殿

申請者 住 所
氏 名 (印)

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業変更(廃止)承認申請書

年 月 日付け矢巾町指令第 号で補助金の交付の決定通知があった
年度高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金について次の理由に
より変更(廃止)したいので、矢巾町補助金交付規則により、関係書類を添えて承認を
申請します。

理 由

記

補助金交付申請額		円
内 訳	既 申 請 額	円
	増 減 額	円

(注) 改善費等において変更ある場合は、変更部分を上段に朱書し、変更前を黒書すること。

様式第5号(別表第2関係)

年 月 日

矢巾町長 殿

請求者 住 所
氏 名 (印)

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金請求書

年 月 日付け矢巾町指令第 号で補助金の交付の決定通知があった、 年度高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業が完了したので、次のとおり補助金を請求します。

記

金 円

補助金交付決定額 円

内前金払受領済額 円

様式第6号(第8関係)

年 月 日

矢巾町長 殿

請求者 住 所
氏 名

印

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金前金払請求書

年 月 日付け矢巾町指令第 号で補助金の交付の決定通知があった、年度高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業について、補助金の前金払を受けたいので次のとおり請求します。

記

金 円

理 由

様式第7号(第8関係)

年 月 日

矢巾町長 殿

申請者 住所
氏 名



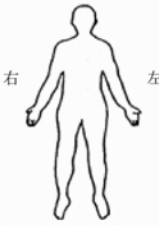
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業進ちょく状況調書

年 月 日現在における高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業の進ちょく状況は次のとおりです。

改善箇所	着工 年月日	進 ち よ く 状 況			現 在 支払済額	支 払 完 了 予定年月日
		現 状	進 ち よ く 率	完 成 (予 定) 年 月 日		

住 宅 改 善 カ ル テ

受付番号

申 請 者	ふりがな氏名		性別 男女	年 齢	対象者との関係	世帯主氏名	性別 男女	年 齢	職業					
	住所			電話番号		住所	電話番号							
対 象 者 の 状 況	ふりがな氏名		性別 男女	年 齢	生年月日	年 月 日	身 障 手 帳	年 月 日交付 有(級) ・ 無						
	医 師 の 診 断				主 な 障 害	その他の 障 害								
	病 歴													
	移動歩行状態	1 自力歩行	介助：必要	不要	体の不自由な部位 						改善箇所(希望○、判断◎)			
	日 常 生 活	2 杖歩行	介助：必要	不要							居 室		浴 室	
3 車椅子		介助：必要	不要	1 ドア改善							1 浴槽取替え			
4 手歩行		介助：必要	不要	2 段差解消							2 浴槽の高さ改善			
5 できない		介助：必要	不要	3 手すり取付け							3 給湯設備			
6 その他	介助：必要	不要	4 その他	4 シャワー設備										
動作	自 力	半 介 助	全 介 助	台 所		5 手すり取付け								
洗面				1 水道栓の付替		6 床改善								
排泄				2 ガス元栓付替		7 洗い場改善								
入浴				3 流し台の改善		8 脱衣場改善								
着替え				4 ガス台の改善		9 入口の改善								
食事				5 床改善		10 段差解消								
				6 ドア改善		11 その他								
				7 手すり取付け										

動作	就寝				A ほとんど自立	8 柵改善	
	起床				B 自立と介助が半々	9 段差解消	
	その他				C ほとんど介助	10 その他	
介護者状況	ふりがな氏名	性別 男女	年齢 歳	対象者との関係		1 洋式化	1 段差解消
	介助労力(かなりある・普通・あまりない)	健康状態(良好・不調)		その他()		2 便器取替え	2 手すり取付け
家族構成	氏名	性別	年齢	続柄	摘要	3 ドア改善	3 ドア改善
		主	男・女			4 床改善	4 土間・ポーチ改善
		介	男・女			5 手すり取付け	5 床改善
			男・女			6 柵改善	6 その他
			男・女			7 段差解消	
			男・女			8 その他	
使用福祉機器：ベッド・車椅子・歩行器・リフト・その他()						廊下 階段	
福祉サービス：ヘルパー・入浴(通所・訪問)・ホットライン・その他()						1 床改善	1 滑り止め改善
居室等の状況：対象者の居室(有・無)・日当たり(良・不良)その他()						2 手すり取付け	2 手すり取付け
在宅介護支援センター意見						3 その他	3 その他
サービス調整チーム所見						その他の改善箇所	
相談受付日 年 月 日						相談・カルテ作成者 所属 氏名	
実地調査日 年 月 日			カルテ作成日 年 月 日				

様式第1号（別表第2関係）

様式第2号（第7、別表第2関係）

（平27告示116・一部改正）

様式第3号（別表第2関係）

様式第4号（別表第2関係）

様式第5号（別表第2関係）

様式第6号（第8関係）

様式第7号（第8関係）

様式第8号（第10関係）

様式第9号（第10関係）